

## ジスバルの費用対効果評価結果に基づく価格調整について

### ○ 費用対効果評価結果に基づく価格調整について。

ジスバルについて、令和5年10月11日中央社会保険医療協議会において承認された費用対効果評価結果に基づき、以下のとおり価格調整を行う。

### <費用対効果評価結果に基づく価格調整係数>

対象集団	比較対照技術	有用性加算等の価格調整係数(β) <sup>※1</sup>	患者割合(%)
遅発性ジスキネジアの症状を有する患者のうち、原因薬剤の中止や減量による症状の改善が困難である者	経過観察	0.7	100

※1 本品は薬価収載時に類似薬効比較方式(I)で算定され、有用性加算が適用されていることから、以下の算式を用いて分析対象ごとの価格を算出し、それらを当該分析対象集団の患者割合等で加重平均したものを価格調整後の薬価とする。

$$\text{価格調整後の薬価} = \text{価格調整前の薬価} - \text{有用性加算部分} \times (1 - \beta)$$

### <価格調整後の薬価>

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	改定薬価	薬効分類	費用対効果評価区分	適用日 <sup>※2</sup>
1	ジスバルカプセル 40mg	バルベナジン トシル酸塩	田辺三菱製薬 (株)	40mg1 カプセル	2,331.20円	2,297.90円	内119 その他の中枢神経 系用薬	H2(市場規模が50億 円以上)	令和6年2月1日

※2 医療機関における在庫への影響等を踏まえ、価格調整後の薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。